

第1回 遊漁船業の適正化に関する法律の見直し検討会

— 議事録 —

1. 開会

事務局：予定の時間が参りましたので、ただ今から、「第1回遊漁船業の適正化に関する法律の見直し検討会」を開催させていただきます。

最初に、当検討会の招集者である山下資源管理部長から開会の挨拶をいたします。

2. 水産庁挨拶

山下資源管理部長：委員各位には、何かとお忙しいところ全委員に御出席いただき厚く御礼申し上げます。

遊漁船業の適正化に関する法律の見直し検討会が開催されるに当たり、一言御挨拶申し上げます。

御承知のように、遊漁船業の適正化に関する法律については、遊漁船の登録制度を実施する等の措置を講じて、平成15年4月1日に改正法が施行されました。

改正法の施行につきましては、遊漁船業関係者には、利用者の安全の確保等のため、種々の規制を遵守していただきました。また、県の行政関係者等には、法の施行にあたって、適切かつ円滑な運用について格段の御努力を賜りました。

遊漁船業の現状を見ますと、遊漁船の海難は減少傾向にあるものの、平成18年に伊豆下田沖の遊漁船転覆により7人が死亡行方不明となる大きな海難がありました。これに関連して、本年1月には高等海難審判庁から遊漁船の安全管理についての意見が出され、業務規程の徹底遵守が求められております。

このような状況の下で、法の見直し条項により、施行後5年で検討することが規定されておりますので、改正法の実施状況に関する事、遊漁船業法の今後のあり方及び施策の方向に関する事について検討をお願いします。遊漁船業者、遊漁船の利用者、漁業関係者、行政関係者等が共通の意識として持ち得るような、遊漁船業のあり方の方向性等を、6月を目処に3回程度で取りまとめていただくようお願いします。

最後に、限られた時間ではありますが、忌憚のない御意見をたまわりますようお願いし、私の挨拶といたします。

3. 委員の自己紹介

事務局：続きまして、第1回目の会合でありますので、ご出席の皆様方に、自己紹介を兼ねまして、一言ずつ御挨拶をお願いします。秋月委員から順に左回りでよろしくをお願いします。

秋月委員：秋月と申します。よろしくお願いします。

私は今まで遊漁船に乗せていただく立場としていろんな発言をさせていただいております。今まではなかなか釣り船ということで、前回の法の施行まで、法整備の

部分ではとても足りないところがあるとずっと考えておりまして、前回、参加させていただく機会があつて、かなりの部分法整備がされてきたということで、私としては、この検討会も含めて、とても意義のあったことだと感じています。今回また5年経過して、今まで私はこの5年間の間に各船に乗船させていただいて、その結果を含めて、どんどん発言をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

安達委員：福井県の安達と申します。よろしくお願いいたします。

私のほうは遊漁船業法の執行、遊漁船業の管理、それから施策を作るというような県としての立場でございます。日本海側では、たぶん一番、遊漁船の登録数が多いということでございます。併せて個人的ではございますけど、私自身も船を持って魚釣りをしているということで、逆に釣り人の立場でもものが言えるんじゃないかなというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

来生委員：横浜国立大学の来生でございます。

私は専門が法律でございまして、海の関係では沿岸域の管理に関するいろいろな法制度の研究をしております。5年前の現行法の骨格を議論するときにも参加をさせていただきました。5年後の見直しということでもありますし、昨年は海洋基本法という我が国の海に関連するいろいろな制度の中で、ある意味で非常に重要な法律ができて、沿岸域の総合的な管理のあり方みたいなものが、これから各論的に議論され、深められていくという状況だろうと思います。そういう中で、この法制度が5年のタイミングでの見直しと重なったというのは、大変有意義な事ではないかというふうに思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

下川委員：大分から来ました下川と言います。

一昨日の祭日までは遊漁船の案内業をやつて、その場で昨日飛んで来ました。今でも現役で遊漁船業の案内業をやっております。遊漁船に関わるような話があるならば、現実味を帯びた話ができるかと思ひまして、今日、参加させていただきました。よろしくお願いいたします。

竹内委員：全国海区漁業調整委員会連合会（全漁調連）の会長をしております竹内と申します。よろしくお願いいたします。

私、東京海区漁業調整委員会の会長をしております、東京海区が会長を引き受けて三重海区漁業調整委員会が事務局をやっています。全漁調連としまして、遊漁船の問題についてあまり議論したことはなく、水産庁や他に要望したということはないと思います。ところが各海区になりますと、実はあります。私も昨年の11月から、地域の漁業者と地区協議会という形で話し合いをして、東京は広うございまして、大島、三宅、八丈、内湾。一昨日まで小笠原の父島、母島と、話し合いをして、その中では遊漁船の問題が出ました。事務局が三重ですので、東京の事務局と三重の事務局を合わせて、必要な情報なり集めながら、いろいろ議論させていただいた

いと思っております。本職で遊漁船業をやっているわけではありませんので、とんちんかんなことを言うかもしれませんが、よろしくお願いいたします。

野口委員：釣りビジョンと申しまして、日本で唯一の釣りの専門チャンネルから参りました野口と申します。

私、昭和49年からスポーツ新聞の方で釣りの記者をやってしまして、いわゆる釣りに関するメディアと言うことで、今、徐々にいろんな形で変わってきているのだけれども、その中で、唯一専門チャンネルと言うことで、24時間365日釣りだけをやっているというテレビ、そこに可能性を感じてスポーツ新聞からそちらの方に移って、同じメディアとして、いろんな形で釣り船のあり方を考えていきたいと思っています。よろしくお願いいたします。

増田委員：私、元海上保安庁の人間でございます。現在、日本海難防止協会というところで、海上の安全、海洋汚染の防止、それに関わる国際的な支援という分野で仕事をしております。私どもの情報誌に「海と安全」というものがございます。今年の2月末にその中で「漁船の操業と安全対策」というのを特集で取り上げさせていただいております。水産庁の方、ここにいらっしゃいます宮原委員にも協力をいただいております。

この法律自体、私も初めてじっくり読まさせていただきましたけれども、二つ中身があるように思っております。資源調整と安全という面ではなかろうかと思えます。私の立場としては、専ら、安全に関わる部分で一番右側の立場でお話しさせていただければと思います。どうぞよろしくお願い申し上げます。

宮澤委員：北海道大学の宮澤と申します。よろしくお願いいたします。

私、5年前のこの法律の改正の時にもこのような委員会に関わっていたということがあって、今回も参加させていただくことになりました。漁業経営の改善及び漁村の活性化というようなことが研究の大きなテーマなんですけれども、漁村あるいは漁業経営の振興と、遊漁船業の健全な発展というのは決して矛盾しないというふうに思っております。両者がともに発展していくような方向性を願っています。そのような立場から、この検討にも参加させていただきたいと思っています。それからもう一つは、小型漁船の安全対策に関してもいろんな事情で何年間かずっと関与しておりました。そのような立場から、遊漁船業の安全対策の問題についても、この場で吟味させていただければと思っています。

宮原委員：全国漁業協同組合連合会の宮原でございます。

遊漁船の90%は漁協の組合員が構成員と、実態的にはそうなっておりますが、我々漁協サイドから見ますと、遊漁という問題、非常に難しい問題でございまして、いかに遊漁をうまく漁業と調和をさせていくかという問題については、過去、かなり取り組んできた経緯がございます。そういった中で、5年前の法律はマル適ということで、遊漁船にマル適マークを付けてやっていただくという法律を改正したわけ

で、現在のように登録制になったわけですが、そういった事で、全国的な遊漁の関わりという形で、あまり全漁連の方には遊漁の問題であがってなくなったというふうな反省も、今、しているところでございまして、また、先ほど部長の挨拶の中にもあった、海難審判庁長官からの文書の中で、遊漁船の乗客に対する救命胴衣の着用の問題等の指摘もあったように記憶をしておりますけれども、我々、お隣にいます宮澤先生と救命胴衣の着用運動を長い間続けてきた経緯もございまして、遊漁の問題というのは安全性の問題と漁業との調整をどうするかと、この二つの側面があるわけですが、この二つの面からもまた発言をさせていただきたい、そのように考えております。よろしくお願い申し上げます。

村井委員：千葉県の方から来ました村井です。

自分も千葉県で遊漁船を27年間営んでいます。今、現在、現役でやっておりますけれども、先ほど下川委員も言われたように、現場の立場から法律のことを見られたらいいと思っています。よろしくお願いします。

芳野委員：日本釣り船団体協議会の会長を務めております芳野でございます。

私はなだしおと富士丸の衝突以来、適正化の法律が議員立法でできましてから、平成元年よりこれが施行されてしましずっと、団体組織で、この20年にわたって会長を務めて参りました。水産庁の指導団体でありました全国釣船業協同組合連合会（全釣連）が昨年7月解散いたしましたして、二つの団体がありまして、今、全漁連の方からお話があったように、業者は全釣連、漁連系統は遊漁船は（社）全国遊漁船業協会と、こういう全国的な協会の社団法人ができまして、二つの柱で来ました。この20年間、とうとうすれ違いで、腹が合わずに、何回、交渉しても、二つが一つにできなかった。同業者である中で、残念だと思ってきました。そういう中で昨年、全釣連が崩壊いたしましたして、私どもの団体だけが全国レベルで残りまして、私どもは任意団体でございますけれども、北海道浜頓別から九州までの団体もありますけれども、そういう中で、今回こういう見直しについては、やはり全国レベルをどんどん振興されなければいかんと。そうでないと、全国協会も、今年をあわや危ない予算的な問題が起きまして、水産庁の方が骨折って今年1年どうやら支えたようですが、来年は風前の灯火、危ないですね、予算的に。これをどうするかと言うことでありますと、勉強、研究もしております。そして、（社）全国遊漁船業協会の佐竹会長とも2時間ほど折衝しまして、そうしたら、この定款では民間ではどうにもならんのだよと。じゃあどうしたらいいか、定款をなおしてまでも、この団体が、組織がなくなったら、この遊漁は風前の灯火ですよ。これは繁栄しませんよ。というのは、今、都道府県に登録してますね、知事にね。皆さんが地域で起きた問題を県の水産課に上げます。水産課が上げてくれればよい。ところがみんな握りつぶしですよ、どこの県でも。これじゃ繁栄しませんよ。そうすると遊漁船は没になりますね。ですから全国レベルの団体を早く創って、水産庁にもお願いして、そういうことを実行していかないと、遊漁船はTACはないと思うし、スポーツフィッシングですか、そういう健全な遊び場も失うようになります。これは一番、仕事も大事ですけども、やはり一つ

のレジャーというか、スポーツフィッシングをなくしちゃいかんなど。私どもも女性や子供の育成を考えながら、平成2年から一生懸命努力しているわけでございます。そういう中で、皆さんがこういう一丸となっていないとこの業界はいけないんじゃないかならうかと思っております。今回は5年が経過して更新時期を迎えました。ですから、こういう席ですね、皆さんに忌憚ない意見を出していただいて、もっともっとと遊漁というものはどういうものかと検討していただければありがたいと思います。

米山委員：神奈川県水産課の米山です。どうぞよろしくお願いいたします。

神奈川県は、静岡県、千葉県とともに首都圏に位置し、非常に遊漁船の業者の方、あるいは隻数も多いということで、代表に選ばれたのかとなというふうに思っております。県でございますので、この法律に基づいた事務をやっておるところなんですけれども、事務をやっていく中では、静岡、千葉、東京、という1都3県で、時々、担当者会議を用いて、これをどうしたらいいのかと、水産庁にも来ていただいて、いろいろ仕事をしているわけでございますが、この法律を運用していく中で、担当者のレベルですけれども、いろんな課題等もあるというふうに聞いておりますので、そこら辺のことを踏まえた発言あるいは提言等をさせていただけたらと思っております。よろしくお願いいたします。

来田委員：(社)全日本釣り団体協議会の来田と申します。よろしくお願いいたします。

私、遊漁船の利用者の団体でございます、釣り団体協議会といいますが、実は昭和47、8年頃から、乗合船の関西地域への導入ということを図りまして、仕立て船の船頭さんたちを連れて関東へ見学に来た。そして関西に乗合船というものができた。それをきっかけに、遊漁船のあり方というものを、様々、利用者の側だけではなくて、業者の方々の立場に立っても考えさせていただきました。そして、全国釣り船業協同組合を立ち上げる際に、立ち上げ寸前まではタッチさせて頂いたんですが、その後、立場が違いますもので、詳しい経過は知りませんが、何はともあれ、私たち利用者が一番最初に遊漁船に夢を見た、こうあって欲しいというもの、これが今現在ずっと、繁栄の時代を過ぎまして、数年前からすごい勢いで不況の時代に入っております。遊漁船そのものが成り立つか成り立たないか、という時代にもなってきたおるわけです。その間、理想としたものが果たして実行していただけたのかと。あるいは利用者の立場というものを考えていただいたのかというと、これはどうもそうでもなさそうに思っております。しかし、その中でこういうふうな法律ができて、遊漁船業というものが成り立った。業としてきちんと認めていただいた。このことは非常に大きな事であると思いますが、これから先、運用していくためには、更にいろいろとチェックポイントがあるであろうと。ただ、法律というふうな形で、こういうふうに抽象的な表現になってしまいますと、我々の希望は、どのように法の中に組み込んでいけばよいのかという点では、いささか専門外で、ただもう、こうあって欲しいと言うことをお願いするだけです。どうか皆さん、その点をお酌み取りいただき、見直しのいい方向というものをご相談に乗っていただけたらな、というふうに思っております。

4. 座長選出・挨拶

事務局：ありがとうございました。

続きまして、本検討会の座長を選出したいと思います。

どなたか座長を引き受けていただける方はいらっしゃいませんか。

事務局：どなたかご推薦ございますか。

来田委員：この前の経験もありますので、来生委員にお願いできたらと思います。

事務局：来生委員、ご推薦がありましたのでお引き受けいただけますでしょうか。

来生委員：はい。

事務局：本検討会の座長を来生委員にお願いしたいと思いますのですが、よろしいでしょうか。

一同、異議なし

事務局：それでは、来生委員を本検討会の座長に選任いたします。来生委員には、座長席に移動をお願いします。

事務局：それでは、座長挨拶をいただいた後、議事進行をお願いします。よろしくお願いいたします。

座長挨拶：皆様の推薦をいただきまして、座長を務めさせていただくことになりました。

私、5年前、現行法を検討する委員会の際にも座長を務めさせていただきました。5年前と言いますと、規制緩和という全体の流れが強いときでございまして、当時の時代状況との関係で、いろいろな方からのご意見をいただいて、それなりに良い法制度になったのだらうと思っておりました。

どのような法制度にしましても、常に時代を後追いするというのが法律の宿命でございまして、この5年間、環境の変化というのがいろいろあり、運用の実態の中で見えてきた問題点というようなことを、改めて、いろいろなお立場の委員にお出しをいただいて、これからの遊漁船業のあり方について、良い成果を出せるように努力をしていきたいと思っております。

何人かの委員の方とは5年ぶりでお会いをするということで、新しい委員にもお加わりを頂いて、様々な立場、漁業の方 それから遊漁船業の方、ジャーナリズムの方、それから釣り船を利用される方、それぞれのお立場で忌憚のない意見を出していただいて、それを法の見直しの成果として反映できればと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

5. 議事

座長：議事に入ります前に、事務局から資料の確認をお願いします。

事務局：資料確認（略）

座長：本日、議題として用意されておりますのが「改正された遊漁船業方の実施状況に関すること」というものと「遊漁船業方の今後のあり方及び施策の方向に関すること」、二つ上がっております。この二つ、相互に関連がございますので、事務局から全体として資料の説明をいただいて、その後で、全体を議論するというやり方で本日の議事を進行させたいと思います。

それではよろしくお願いします。

事務局：資料説明（略）

座長：ありがとうございました。

法律の概要、運用の様子、更に運用に当たっております都道府県のアンケート、それから最近の大きな海難事故、様々な情報の資料を要領よく説明していただきました。

全体で3回の会議が予定されておまして、今日はブレインストーミングといいましか、遊漁船業法の見直しということに関連するご意見をそれぞれの立場から自由にお出しをいただく。それを元に第2回でとりまとめの方向の基本的な考え方について議論する、というような手順で3回の会議を進めていく予定です。

アンケートでは興味深い結果も出ており、神奈川県と福井県から地方の行政の代表の委員も出ていらっしゃいます。資料に関する質問でも結構ですし、直接、いろいろな意見でも構いませんので、自由にご発言をいただければと思います。

芳野委員：最初にお尋ねしますが、本日の委員の選任はどういう形で行われたのかお教え願います。

座長：事務局からお願いします。

事務局：遊漁船業法に関する検討会ですので、遊漁船業の関係者が3名。漁業と同じ資源、海面を利用するので漁業関係者が2名、遊漁船を利用する釣り人の方を2名、法の登録制を実質的に行う都道府県から2名、学識経験者として、法律と水産学の方を1名ずつ、海難防止協会とマスコミの方それぞれ1名で、前回の改正法を協議するときのメンバーで、職に留まっている方を中心に選ばせていただきました。

芳野委員：遊漁に携わっている方は3名だと思いますが、もう3名くらいは直接営業しているオーナーが委員に加わらないと、法の見直しなどできないのではないのでしょうか。

座長：限られた委員の数の中で、何をどの程度にしたらよいのか。そこは様々な意見があると思います。ただ、遊漁船業が持っている非常に多様な性格を考えたときに、事務局から紹介があったように、それぞれの異なる立場をうまく代表していただく方に参加いただいているというふうに考えております。これ以上の委員の人数を増やすというのもあり得ないわけでございますので、それぞれ、立場を代表して委員になっておられるという理解で、それぞれの立場からしっかりと議論をしていただければよいのではないかと考えます。

芳野委員：わかりました。

野口委員：登録業者の数と船の数の推移についてですが、業者数から考えると、実はもっと船数は多いのではないかと思います。自分の持っている船全部を登録しているのではなくて、登録していない船があるということが現実にあります。実数を登録させるようにしないと意味がないのではないかと思います。逆に言うと、受け入れ側は県が全てやっているのですが、これで通っている。県庁に行けば、登録してある全ての業者数や船数が閲覧できると思うわけですが、実際はない。ほとんどの県で、数カ所に分散された形で登録されており、それが集約されていない。例えば、私が釣人として、自分がこれから乗る船が遊漁船登録されているかどうか調べようと思った場合、通常であれば県庁に行けば全てが調べられないとおかしいが、そうはならない。「どこそこへ行ってください」と言われる場合が結構あります。役人の話では、非常に煩雑な仕事で、仕事が増えたので大変だという話をあちこちの県で聞きましたが、きちんとした形で管理しなければ登録してもらった意味がないわけで、もう少しきちっとできないだろうか。その見直しをしていかなければいけないのではないかという気がしています。

座長：遊漁船の隻数の実体が食い違っているのではないかというご指摘がありましたし、隻数等に関する情報の一般の利用者に対する提示の仕方ということについての問題提示もありました。県で法律を運用しておられる立場の委員から、今のご意見に対する感想なり実態についてのご指摘なりがございましたら、いただけたらと思いますけれども。

米山委員：実態ということで話をさせていただきたい。確かにうちの県もそれぞれの地区に行政センターという事務所があり、そこに水産の職員が配置され、ある一定の管轄内はそこでやっている、という状況があります。県庁に来れば全て見れるかというと、例えば業務規程などそうっていない部分があるかな、と思います。情報については、閲覧申請をしていただければ登録簿はお見せできるようになっています。ただ、今、仰ったような、自分の乗りたい船を調べる、といった例の場合、閲覧申請という手間のかかるものではなく、すぐ見れるようにするにはどうしたらいいか。それぞれの業者の個人情報との関係はありますが、例えば、インターネッ

トで見れるように漁船の一覧、名前とか、管理者、あるいはそういうところを入れておけばいいのかなという気持ちはございます。うちではまだやっていませんが。

それからもう一つ、全て網羅しているかという問題。うちの県としては、遊漁船登録に抜けはないのではないかと認識しています。現場に行っておられる方で「そうじゃないよ」ということがあるかもしれませんけれども。

安達委員：米山委員からだいたい言っていただきました。

一点申しますと、遊漁船業を営んでいるかいなかよくわからない、という人が最近増えています。プレジャーボートまでがいで料金を取っているんだか取っていないんだかよくわからない。そういう部分が増えているような気がします。その辺というのはおそらく遊漁船業に登録すること自体への障害があるのかな、という認識はあります。

それからもう一点、そういう船を、我々行政の立場から言うと、どうやって検査に入れるか、という事があります。要するに遊漁船業の登録もしていない、いわゆるプレジャーボート。そこが商売しているかいなかという立証は非常に難しい。登録の基準を緩和した方がいいのか、厳しくした方がいいのか。どっちがいいのかよくわからないけれど、そういう面のいい、悪いが出てくるのではないかと思います。

また、遊漁船業者の一覧表なり、なるべく公開できるように進めていった方がいいなと思います。遊漁船業の登録をしていない人は保険も入っていないよと言うところを、もっと周知させるべきだな、とは思っています。

座長：ありがとうございました。

たぶん、情報は、昔に比べて一番変わっているのは、電子情報となり、どのみち行政的に内部で処理するときに電子情報化するということで、そこを誰でもアクセスできるようにするということは、それほどコストはかからないんだらうという気はします。

ありとあらゆる法制度はそうなのだけれど、制度に乗るといのは何某かのコストがかかることで、制度に乗らない方がいいという人が必ず出てきて、それを厳格に取り締まるということは非常に大きなコストがかかっていくといういろんな難しい問題があるんだと思いますけれども、そこをどのように克服していくかということとは、いずれにしても大きな課題ではないかというふうに思います。

下川委員：5年間保険をかける人はほとんどいないので、登録制度ができて、保険の関係で、変更手続を1年に1回必ずしなければいけない。そのときに、以前の届出制の時の感覚の人がかなりいる。1回届出すれば5年間何もしないでもいいのではないかなという感覚で、2年目からは保険も要らないと。登録番号は外していないから、外部からは登録しているように見えるけれども実際はやってない。私は現場にいるから判るのだけれども、これを管理監督する県の方はほとんど判っていないと思います。先ほど野口委員が言われたように、遊漁船の隻数は実態はもっと多いのではな

いかと言われた点にはそういう点もありますし、また、ある隻数の船を登録しておいて、その船を転売したとき、この法律の中に船名が変わったときは変更届を出せと書いてあるが、船が変わった場合は何も書いてない。例えば同じトン数、同じ名前の船を買い換えた場合、そのときには全然変更届を出していない。登録番号はやっている。そういったいろんな不備な点がいっぱいあります。各都道府県も人間が少ない中で大変でしょうけど、民間の委員を活用しながら委員会でも作って指導できるようにする体制を取っていただくと、この制度も正しく運用できるのではないかと思います。

増田委員：今、下川委員から話があったとおり、この法律できちっとしたところを守られていないような話が幾つか出ているように思います。これは、きっちり守らせる手段が必要なんだろうなというのが一つあります。

遊漁船の数の問題がありましたが、従来の議論で組織化が必要じゃないかという話があったように聞いています。組織化自体は安全対策を指導していく上でも非常に有効なんだろうという気がしています。そういうデータというのはあるのですか。

事務局：全国組織としては(社)全国遊漁船業協会があります。都道府県の予算状況が非常に厳しくて、会費等が払えないということで脱退等があり、現実的には厳しい状況にあります。中小企業等協同組合法に基づき設立され、保険の代理店業務等を行っていた全国釣船業協同組合連合会は残念ながら解散しました。都道府県の登録業務となりましたが、法律に、都道府県の団体を指定するという条文が残されており、13都道府県で36団体といった状況です。

増田委員：15年当時、いろんな議論があったように承知しておるのですが、水産庁長官からも地方に「組織化を図っていくべきだ」といった旨の文書が出ていたように思います。プレジャーボートは全く一般の人が海に出て行くので安全指導というのは難しい面があります。漁船だと各漁協というまとまりがあります。そこを単位としていろいろな指導をやっている。遊漁船というのも人の命を預かって生業とする仕事なので、地方における集まりというものはあっているのではないかと思います。これはそんなに金をかける必要はないと思うのですが、そういう面でのアプローチは必要なのではないかという気がしております。単なる一匹狼でやっていて、それぞれのところに安全情報なり指導なりというものはどういう形でいくのかなというのが気になっています。

村井委員：団体の話ですが、千葉県で遊漁船連盟の役員をやらせてもらっています。最初は400名ぐらいいましたが、だんだん減ってきてまして今200ぐらいに減ってしまいました。千葉県では兼業の方が多く、漁協に入っている方が多い。専業でやっている方が減ってきました。気象の面でも、港の中でも1艘出れば後を追いかけていく形があります。「止めたいな」と思っているけど「あそこが出るからうちも出ようか」。私も27年間やっていますがあります。できれば行政の方から、そういう団体を作り

なさいという形をとってもらえれば、まとまりができるのではないかと考えています。

増田委員：漁業と兼業の方がたくさんおられるというのはいろんなところで話を聞いています。漁協の中に遊漁船を生業としている方のまとまりをつくってはどうかという話がH14、15年の時にあったように、ペーパーで見たような気がいたします。新たに遊漁船だけという別個に大きなものをつくるという話ではなく、安全情報なりいろんなものが行きやすいようにするということだけでも十分ではないかと思います。法律事項で先々行きますと、安全面を推し進めていけば、何らかの組織に入っていなければ登録できないと、厳しめで言えばそういう条件付けにもなりうるわけです。そういう意味でお聞きしました。

座長：組織化について、現場の行政でどういうふうにお考えになっているかということで、何かご意見あれば。

米山委員：うちの県で言いますと、漁協があるところは遊漁船部会とかそういう形を作っています。恥ずかしながら、漁業のパワーが落ちているため、組合員である遊漁船業者も漁協運営に対するお金を出しています。遊漁がないうちの県では漁協も漁業者も生活していけないという状況があり、そこら辺はかなり組織化ができています。

しかし、先ほど安達委員が仰ったプレジャーボートまがいといった船について、最近はその登録も非常に多くて、例えば東京湾の奥の方ですとか、そういうところにつきましては、正に一匹狼になってしまう。登録会社もどこかの内陸のマンションで、船はどこに置いてあるんだろうというところが多いわけですし、そういうところについては、安全指導、あるいは漁場の利用の面でちゃんとした情報を伝えるため、組織化が必要だと思っています。

安達委員：うちの県だと、冬場になりますと漂流木材が問題になるのですが、木材の情報を流すにしても、組織化されていないところにどうやって情報を流せばいいのかというのは非常に悩ましいところです。とはいえ、登録要件に団体加入を入れられるかというのは非常に厳しい話かなと思います。まがいの船が出てくる、もしくは登録せずに営業する船が出てくるというのは、もっと自由に参入できる部分も作らなければいけないし、かといって、と、どうしても相反する。情報を如何に流せるかというのは別の意味で、法律とは別の意味での整備は必要かと思っています。

来田委員：幾つか問題点が浮かび上がってきたと思うのですが、今の話題で出ておりますプレジャーボート、遊漁船じゃないよ、友達を乗せて沖へ出て行くだけ、という層が、大阪湾、伊勢湾、東京湾の湾奥で、特にシーバスのルアー釣りに非常に増えている。もう一つは外海に面したところでは、アオリイカの釣りにそういったものが増えている。乗船人員の少ない釣りほどそういう傾向になっている。それをどう

いうふうに登録させるか。また、登録しているのかしていないのかもよくわかりませんから、公示するのに経費をかけてやることでもないし、法律の中で組織化義務を科せるわけのものでもないと思うので、登録して、自主的にインターネットか何かでチェックして、利用者の側もチェックをしてから乗る、こうしないと秩序ができないのではないかと。そういう意味からいきますと、この法律そのものはさほど直す部分はないわけですが、運用の方をチェックするシステムが必要かなと。行政の側でも、利用者の側でも心得なければならないというPRをして周知徹底する。

これと同じような問題が資源管理についても言えるわけで、例えば、遊漁船での沖釣りの釣果制限。尾数制限にすべきなのか、重量制限にすべきなのか、ケースバイケースで難しいのですが、釣果の制限と、それから繁殖期での釣りのある程度の制限、そういうふうなものを双方で心得れば、もう少し旨くやっていける。

資源管理の面での意思統一、もう一つはプレジャーボートの処理、この二つにつけるように思います。

芳野委員：皆さんの話を聞いておりますと、遊漁という名前の中に、船釣りと渡船と、今問題になっているマイボート。これを私ども、15、6年前から漁場における漁業者、遊漁船、釣り船ですね、それからマイボート、三角関係で非常に困った問題がありまして、水産庁にお願いをしても、水産庁は「ボートは国交省である」。では、水産庁、このボートをどういうふうに処理するか、と言うことを議論したこともありましたが。マイボートは水産庁にも徹底的に処理できないと保安部が言っていました。そういう密漁型がマイボートに多い。1つの例を挙げますと、昨今は油も高くなりまして、新潟で、遊漁船が廃業する事態に追い込まれた。マイボートが何百、何千と、山形の酒田から友達を誘っては油代を千円ぐらいもらっては乗せて釣りに出かける。この実態を誰が掴むか、掴めない。これは新潟でも困っているようですが、こういう事があってはいけないと思う。我々も業がどんどん追い込まれる。そういうところを徹底して水産庁はもっとしっかり、国交省とどうしてやるのか話し合いをして。15、6年前にはこういう問題でマイボートをどうするかといったことになって、県レベルで団体を作ろうと水産庁が言った。ところがいまだに実行していないと思う。困ったことを一つ一つ水産庁は解決してもらわないと、皆さんが地域ごとに非常に困っているのではなかろうかと思う。

そして安全面で言うなれば、事故率もマイボートが一番高い。これも事故が起きますと、マスコミは遊漁船だと。また遊漁船が事故かと。遊漁船じゃない、マイボートなんだけど、これを区分していかないと、我々が大きな迷惑を被っている。そういうところも水産庁しっかりと考えていただいて行動していただければありがたいなと思うわけでございます。

もう一つは来田委員から資源の問題も出ますが、資源も3年毎に、漁業者、遊漁者団結して、漁場をA地区、B地区と分けて使えば資源管理は十分できますよ。ただ今のところ野放しだから、資源管理が言葉だけでは守れない。区域を切って、水産庁が指導に当たっていただきたいと思うわけです。と言うのは私、大東亜戦争で3年

間は漁師がいなくなりました。魚を捕る漁師はいなかったですよ。敗戦になったら、いっぱい魚が噴いちゃってすごかったですね。この3年というものはすごいもんだなあとは私は感じている。水産庁、そういうところを資源管理の中でお願いします。

下川委員：この法律には先ほど増田委員が言われましたように、組織化の促進という事があつたと思うんですが、現実には組織の堅苦しさ、いろんな指導されることを嫌がって、組織を辞めて一匹狼になっていく業者が多いです。法の目的としている組織化からどんどん離れていく、実際、正しい指導ができていけないということが起きております。

そこで提案なのですが、ちょうど高等海難審判庁から業務規程の遵守といった通達が来ています。実は業務規定の中に出港中止基準というものを書くようになっていいます。この出港中止基準というものを各都道府県側がもう少し厳粛に受け止めて、その地区での一人での出港中止基準を止めさせる。その地区の何隻とか組合員とか、そういった形で出港中止基準を決めるとか。一例ですよ、そういったことを指導していきさえすれば、一匹狼というのはなくなります。組織から抜けたら、業務規程の改正をさせなければいかんと。そういったことを利用しながら、もう少し組織化に力を入れていただきたいと。それがこれから先、いろんな不備な点を指導できることになると思います。

座長：ありがとうございます。組織化というある意味非常に重要な課題があつて、一方で規制の強化という事が考えられるのだけれども、なんでもかんでも規制をすればそれで問題が解決するかというたぶんそうではない。規制が強まれば脱法というか、違法が増える関係がある。そのような中で、情報を提供して釣り人が自分の判断で安全なところ、安全でないところをわかるような何かがうまく作れるかどうか等、いろいろな課題があろうかと思います。

秋月委員：ある意味組織化に繋がることではないかと思うのですが、各県の海区漁業調整委員会の中で漁業調整規則の改正が行われていて、例えば、撒き餌でありますとか、遊漁について「非漁民」といった文言を抜くとか。私は、そちらの関係で、各県の海区漁業調整委員会とか海面利用利用協議会にお邪魔することが多いのですが、傍聴させていただいている中で感じているのが、肝心の、海区漁業調整規則に携わる方たちの中で、委員の中に遊漁関係者が一人でも入っている県には今まで一度もあつたことがありません。私が行った範囲での話ですが、なぜそういう形になっているのか。神奈川県はどうなのでしょう。海区漁業調整委員会の中に遊漁関係者はいらっしゃいますか。

米山委員：漁業者委員というのは選挙で決まるので県は触れられません。実態は、専門の、あるいは一部遊漁を兼業していたことがあるという人が一人か二人程度いらっしゃいます。

秋月委員：これだけ進んでいる神奈川県でこのような実態です。私は青森県から佐賀県の間の各県を回らせていただいているのですが、その中で、遊漁関係者が発言できるものというのは、遊漁者と遊漁船の方も含めて、海面利用協議会のみです。その海面利用協議会に関しても、ある県では解散してしまったと。他には、遊漁の方でも兼業者を入れていると。同じ県の海面利用協議会と海区漁業調整委員会とに出ることもありますが、例えば、海面利用協議会の中で議論されていたことが、海区漁業調整委員会の中で全く上がっていない。じゃあなんで海面利用協議会と海区漁業調整委員会とイコールしてないのかと。そういう意見を上げる部分というのが全く隔絶されているような状態に見えてならないんですね。その場合はやはり団体化をきちっと促進して、遊漁者の意見がきちっと行政に上がるようなシステムをまず作っていかないと、全てに始まらないんじゃないかというふうに思えます。来田委員もご存じだと思うのですが、そういった状況を各県で見せつけられてきた状況ですから。海区漁業調整委員会の中で傍聴をしていて出てくるといったら「釣り人はマナーが悪い」。まずその意見からですよ。そうすると何も発展しない。最終的には全国規模に上がるべきだと思いますけど、県単位でまず必要なのは、お互いの意見交換の場。ということも団体化の中で作れるのではないかと思います。そちらのほうも、例えば、行政指導として団体化の促進という部分を強く謳っていただきたい。今回、すごくそのように思いました。

座長：団体化の促進というところと、団体の代表がどのような利益主張をするかということは密接に結びついているということで今の指摘があって、遊漁の関係のある種の団体の代表の発言の場というのが制限されているのではないかとこの指摘だと思います。他方でいろいろ難しそうだと思いましたのは、漁業調整の場というのが伝統的にどのようなものとして法制度が組まれてきたか。正に業としての漁業の資源配分の調整というところが漁業調整といった伝統的な場だったわけで、それと、業ではない遊漁というものの調整。資源の問題としてみればそこは当然繋がっていて、地域によって、特に東京湾周辺だと魚種にもよりますでしょうけど、漁業で捕る量と遊漁で捕る量とどちらが多いのかという話も聞いているところで、そういう中で、伝統的な漁業調整のあり方が現在のままでいいのか、ということは課題としてはあるんだと思いますけれども、そこは我々には制度としていじるのも難しそうかなというのが率直な印象で、ただ、日本の特に沿岸の漁業資源というものを誰が利用するのかという実態の変化というのがあるということも事実ですから、時間をかけていろいろな方向を探るという事なのかもしれないという気はいたします。他方で海面利用協議会というのは、正に、遊漁と専業の漁業との調整をする場ですから、そこは大いに活用していただく。という中で組織化という問題をうまく絡めていくというのは、当面の現行制度を前提としたときの一応の仕分けかなというのが、話を伺っていた私の印象ではあります。いずれにしても漁業資源という資源の調整というのをどのようにするか、特に遊漁と漁業という間でどのようにするかというのは非常に大きな課題だろうというふうに思います。

宮原委員か宮澤委員、何かご発言いただけますでしょうか

宮原委員：遊漁と漁業の関係というのは永年の課題でございまして、我々もこの問題については懸案として抱えているわけで、遊漁団体との連携ということでは、來田委員とは個人的にお話をする機会もあり、よくお話を頂戴しているところですが、団体としての取り組みというものはなかなかない。それはとりもなおさず遊漁の団体というのが全員を組織化されているわけではなくて、意識のある方々がそういう団体を作られている。そういう意識のない方はフリーでございまして、圧倒的にフリーの方が多いという現状だろうと思っています。また、プレジャーボートの側面から見てみますと、最近の傾向としては、プレジャーボートが漁船登録をするというような動きもあるようでございます。これはＪＣＩ（日本小型船舶検査機構）から聞いた話なんです、ＪＣＩの登録を逃れるために漁船登録をするような事例も多いというふうなことを聞いておりまして、我々もこれは問題だなという受け止めをしているところでございます。そういった、漁船登録をして検査も逃れ、遊漁船の登録もしないことになっている状態がかなり増えてきているのではないかな、そんなふうに思っております。

こんなふうに現状見ておるわけでございますが、基本的には漁業者と遊漁者というのは連携すべきだと根底に持っております。というのは、なんととっても釣り人は1千万を超す人口があるわけで、我々漁業関係は20～30万人といったところですから、圧倒的に釣り人の方が多いわけで、釣り人と漁業をうまく調整させていかなければならない。特に資源管理の問題ではそうです。栽培漁業の関係では稚魚の放流等を漁業者はやっている。ところが遊漁者は、ごく一部の方を除いてはやってもらえない。海を利用するにはそれなりの責任を持って欲しいというのが我々の意見です。まとまりのないことを申し上げましたが、そんなふうに漁業関係団体としては思っています。

宮澤委員：秋月委員が言われたことと同じような考えを持っています。非常に難しい問題ではあります。資源利用の面で競合するため両者対立的な部分があり、しかし、お互いに資源を取り崩してしまうことについてはデメリットになるわけですから、お互いが顔の見える関係ができて、一つの場合で協議をして、資源を管理しようということで真剣にやれば、地域、地域によっていろんな形が取られるでしょうけれども、解決策といったものは見えてくるはずだと。そこではそういう話し合いの場を設定して自主的な協定作りのようなものに繋げていく。顔の見える協議の場を抜きにして、上から何かを決めても徹底しないザル法になってしまう。そういう意味では、煩雑なようですけど、下からの協議を大事にする。その意味で、秋月さんの仰られたように海面利用協議会がきちんと機能していないとすれば、事実、そういうケースも耳にすることもありますけど、それは海面利用協議会に限らずですが、きちっと、そういう場は機能させていかなければならないだろうと思います。顔の見える関係を作る意味で遊漁者側がそれなりの組織を持つと、そういう形で遊漁船業者の方は組織化なり可能だと。プレジャーボートなんかはなかなか難しいと。そういうことはあるかもしれない。顔の見える者が組織化されて、漁業者団体と協議を

するという形は、最初は少数の組織しかできないかもしれないけれども、そういう者同士がきちっとした協定を作ることによって、それ以外の者との識別が図られていく。それを積み上げていく、あるいは広げていく、それしかないんだと思う。そういう意味で海面利用協議会はちゃんと機能していただきたいなど。行政がきちっと海面利用協議会を運営していく、そういう責任はあるだろうと、そういうふうに思います。あと漁場利用協定制度の活用ということも十分検討されるべきだろうというふうに思う。座長の言われた問題については今のとおりです。

それ以外のことについてよろしいですか。

座長：はい。

宮澤委員：基本的には制度の運用管理をきちっとやるという問題と、制度そのものの拡充強化ないしは規制緩和というのは両方議論されていいと思いますが、仕分けていく必要があるなという感想を持ちました。

もう一つは、どういう方向で検討を進めていくかについて若干の意見ですけれども、検討のベクトルといいたししょうか、そこで私が思っているのは、一つは規制の緩和か強化というステレオタイプの問題の立て方がありますけれども、基本的には安全について、もっと安全を強化するという立場で、場合によっては規制強化も視野に入れてやるべきだと。私はベクトルとしてそれを持つべきだという印象を持っています。もう一つは、今話題になっておりました組織化とも関係するのですが、組織を設けてきちんとやっていくと。それが促される、あるいはそれが奨励されるようなシステムを組んでいくというベクトルがもう一つあるんじゃないかと思います。たとえば資源管理にしても安全対策にしても、先ほど出港基準の話が出ましたけれども、出港中止基準を地域で決めているだけではなくて、地域みんなで守ると。抜け駆けはダメよという取り組みをしているとか、いろんな優良な遊漁船業者の団体があるんだと思います。地域の漁場利用の関係でもそういうきちんとした対応をしているケースというものはあるであろうと。あるいは非常に優良な遊漁船業者も当然いるんだろうと。そういった者がきちんと評価される。以前、それはマル適という認証事業という事だったと思うんですけども、そういう形を復活させるかどうかは別にして、制度の方向というものがあってもいいんじゃないかと、そんなふうな事も思っています。

竹内委員：島で見ていると、遊漁船の方は遊漁船部会という形でやっている。それが多いので、逆に八丈島では町の補助で入れた大きな浮き魚礁なんかも、そういった人達に使わせるという形でやっている。細かいことはわからないんだけど、安全のためにきちんとやるべきと、さっき宮澤さんが仰ったことは正にその通りだと思います。業務規定の中でいろいろあるんですけども、保険が掛かっていない船があるんじゃないかという話がありましたが、判りませんけれども、保険を掛けているんだったら、保険会社の方から、極端に言えばきちんと保険の情報を流すとかあるのではないかと。組織化するだけが方法じゃなくて、保険を掛けているのが条件だっ

たら保険を掛けた方から情報をきちんと流すとかいうことができないかと思います。

また、先ほどからプレジャーボートの問題がありますが、聞いていてよくわからないことになってきたのだけれど、この頃自転車が歩行者とぶつかって危ないということが言われてますけれども、自転車の規制をしなければと。似てきたのかなと思います。

座長：プレジャーボートというかマイボートといった問題というのはお聞きしていると難しそうな気がしていて、法律的に整理すると、単なる友人関係でガソリン代をシェアしているのか、業としてそれをやっているのか、というところで区別するという話なんでしょうけど、業としてやっているというのは、反復継続性があるかないか、不特定多数の人を相手にしているのかどうか、というところで観念的には整理が付くのですけれども、現場でそういう区別をするというのはすごく難しいだろうし、ほんとに友人関係でガソリン代シェアして釣りに行くのを規制することは、これは到底できないというか、何が悪いといった話ですから、業として行っている者を友人関係として見せているといったところの線引きというのはすごく難しいと思うのです。いずれにしても情報の問題がある意味でそこでも重要なんだろうなという気がします。組織化ともたぶん関係があって、現場でいつも同じようなところで同じようなことをしている人の情報というのは、それぞれの業の方にはおわかりになるだろうし、そういうものをどう活用して、全部は規制できないにしても一罰百戒的な事があれば、その情報が逆にそういうことをやっている人の間に伝わっていくということがあるんだろうという気がして。いずれにしても、遊びの世界と業の世界というのはどこで線引きできるか。こういう問題、常に難しい問題だなということですが、業界の調子がよければあまり気にもしないんでしょうけれども、いろいろな意味で競争が厳しくなるとそういうところの影響が大きくなるというのは、各委員のご指摘のとおりだと思います。

野口委員：先ほど申し上げた18,133業者という数で何が問題なのかというと、釣り船をやっているという意識が欠如していて、先ほど仰っていたのだけれど、9割の人が漁業者でもあるわけですね。専業者が18,000人というのなら未だ全国的な組織がないなんていうことはあり得ないわけです。そうじゃないということは、18,000の業者のうちのほぼ大半が漁業者でもあって、関東とか大阪の一部を除けば、そのうちの大半が数ヶ月しか釣り船として機能していない。そうじゃない地域に行けば、大半が漁業者なんですね。その方々にあなたは遊漁船なんですよ、ちゃんと意識を持ちなさいよ、ということをやっていかなきゃいけない。それができなければ18,000というのは実態としては1,000とか1,500というのが、本当の釣り船だけで食べている人達ということになるわけで、その人たちの組織もあるのかと、それもないと。何とかしなきゃいけないのは当然なんですけど。

現行法の中で釣り人の安全を確保するのは何なのか。とりあえずは端的に言うとも保険だと思う。5年間の登録期間の中で、保険の期間が1年間だという事が非常にネックになっている。県庁に行って調べたときに、確かに登録時には保険に入ってい

ると。じゃあ翌年切れたときに更新していることを確認しているのか。してませんよ、ほとんどのところが。現実問題としてできていない。自主的に届出をしない限りは、役所の方から数千ある業者に対して、おまえはやったのかということは物理的にできっこない。やっている人達の意識が伴ってないわけですからザル法になってしまうというのは当たり前であって、せめて登録期間の問題を、単年にするとか保険の期間を長くしてもらおうとか、具体的な方法をとらないと、現実、法律作っても機能しない。先ほどの閲覧の件は、閲覧は確かにできるんですが、各県庁でもこれを管理している職員の方は多いところで2名、ほとんどが1名です。その方が休みだと閲覧すらできないという県が山ほどある。これは実質的に機能しているとはいえずらくて、ないよりはましなんだけれども、この5年の見直しの時に少しは機能できるような形にして欲しいな、というのが率直な意見です。

秋月委員：先ほど 資源管理について宮原委員が仰っていたのですが、確かに漁業協同組合の人達というのは 放流事業をきちっとされている。遊漁者も放流事業に参加したいんです。したくないという人はいないと思います。例えば、久しぶりに釣りに行って3kgくらいのタイを釣らせてもらったら、通常200円ぐらいだと言われているのを1,000円ぐらい入れたいと思う。それが正直なところなんですけども、実際に、きちんと放流事業を管理してくれる場所というのが遊漁者には与えられていないんです。はっきり県を申し上げますけれど、静岡県で、一度、釣り船に乗って一人あたり200円だったと思うんですが、徴収しようという動きがありまして、その徴収に対しての根拠は何ですかと聞いて、マダイに関しては相当数釣り人が釣っているからだとということで数字を示してきたんですけれども、その数字を計算してみました、静岡県全体の漁獲、巻き網とか定置も含めた漁獲の40%以上を釣り人が捕っていると言うんですね。実際に船に乗ってみて、そんなにマダイというものは釣れるもんじゃないです。村井委員もわかると思いますけど、10人乗ったら3人ぐらいですよ、釣れるのは。なのになんでその数字が出てきたんですかと。私は、首都圏の500件ほどの釣り船さんとお付き合いしているものですから、静岡県の、マダイを1年中釣らせているような主要な船に聞いてみたんですけれど、そんな調査来てないよと。わずかに、御前崎と下田で、その日の漁獲を組合に聞いてきたということがあったと。その日に限ってもものすごい捕れたらしいんですよ。その数字をそのまま釣り船の数で掛けてたんですね。それを根拠としてとると。別にとるのは構わないです。私達ちも資源保護に参加する意味でやりたいですから。その代わり、払う以上はきちっと管理をしていただいて、要は会計報告ですよ、一年間でいくら集まって、どの地域にどれだけの放流がなされました、そういう実態をきちんと報告してもらえるのであれば、私達ちもどんどん参加したいと思っています。そういった場を与えられていないので、どこに出していいのかというのが判らないわけですよ。それはイコール団体化になると思うんですけれど、それを管理してくださるきちとした窓口を作っていただければ、遊漁者は放流に対して反対はしないと思います。その辺はおわかりいただきたいなと思うんですけれども。

竹内委員：静岡はそうだったかもしれないけど、神奈川で200円と決めたときはちゃんと資料出てますよ。その後、どんな管理しているかというのはタッチしてないけど。ちゃんとその当時はやってたし、市場調査で放流魚かどうかは鼻孔で判るわけですよ。そういうちゃんと調査をしている人がいるんですよ。そういう報告ずっと見てまして、それなら協力金だけで200円しょうがないねという形で決めたんであって、私はあの当時、少なくとも神奈川県でやったことは正しかったと思う。それは根拠があります。今は継続して調査しているわけではないと思うけど。

米山委員：今もやっています。

竹内委員：それはありがたい。福島か茨城がやっていて、うちもできるかね、という話だと思うんだけど、根拠はあります。

秋月委員：神奈川県に対してはちゃんと払ってます。

宮原委員：かつて水産庁の主導で栽培漁業のあり方検討会というのがあったんですが、そこで私は、栽培漁業というものを一つの権利として認めるべきではないかという意見を申し上げたことがあります。やっぱり栽培というのは放流する人達にそういう権限があるのではないかということで、栽培漁業権というものを作ったらどうかという提言をしたことがありまして、そこでいろいろ御議論していただいたのですが、結果的にはそれは無理がある、ということになったのですが、そのときの意見としては、やはり、今、竹内委員が仰ったようなことで、神奈川の事例を参考に全国に普及させようという話をしたことがございます。その結論は出ておりませんが、議論したことはございます。

増田委員：先ほどの無登録船の話は、来生先生が仰ったように、現場の人の情報なり告発なりだと思います。構成要件的にも先生の仰ったとおりではないかと思います。それは、それなりのところに情報を流せば、それなりの取り締まりがあるんじゃないかという気がいたします。

それから海難の統計の話がございましたけれども、暫減傾向というお話だったんですが、この表だけ見ると、従来から波打ってるような感じがいたしますし、この法律ができたから減っているというような評価はちょっと難しいのかなと思います。

それから人の命を預かる、お金をとってする業としては旅客船というのがあるんですが、国土交通省では昔からいろんな面できちっとやってきて、最近は安全管理というところで、新たな制度化をしようということで取り組んでいるように聞いてます。遊漁船というのも性格としては人の命を預かっているわけですから、それなりの安全対策というのは必要だと思います。ただ小規模ですから旅客船のような話にはならないというのは当然だと思います。そういう意味では安全確保という意味でアプローチさせていただければと思います。時間がありませんので、後で私の頭の整理をしたペーパーを事務局にでもお渡しして、皆さんにお配りして見て

いただければと思います。ただ、安全面からだけアプローチして、ドラスティックに書いてあるものになるかもしれませんが、法律事項になるのか、いろいろな他からのアプローチで実態上うまくやっていけるのかという、そういう検討が必要だと思っています。その辺ご了解いただければと思います。

座長：そろそろ予定した時間でございます。議論はたいへん活発になってきたところで残念なんですけれども。今日いろいろな観点で出していただいた問題を、次回、事務局に整理して議論の素材として出していただきたい。今日時間の制約がございまして十分に出し切れなかったという議論もあるかと思います。先ほど増田委員からペーパーにして出していただけるという話もございましたが、メモでも何でも結構ですので、もし、こういうことがあるのではないかとご指摘があれば、事務局の方にお出しいただければと思います。

私の方での司会進行はここで止めさせていただいて、後は事務局にお返しをいたします。

6. その他

事務局：次回の検討会の日程でございしますが、4月に開催したいと考えておりますので、2月末頃に調整させていただきます。よろしくお願いいたします。

なお、先ほどありましたように、追加意見等ございましたら、事務局までお願いします。

7. 閉会

座長：それでは、本日の第1回検討会を終了いたします。長時間、ありがとうございました。